

令和4年6月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和4年6月28日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第23号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部改正について

【非公開予定】

日程第4 議案第24号 伊勢原市学校運営協議会委員の委嘱について

その他

閉 会

## 令和4年6月教育委員会定例会日程表

日時：令和4年6月28日（火）

午前9時30分～

場所：市役所 3階 第2委員会室

【非公開予定】（追加教育長報告）

日程第5 教育長報告

市立小学校におけるいじめ重大事態について

市議会 6月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】 6月15日（水）・16日（木）・17日（金）

No.	質問者	答弁の概要
1	小沼 富夫 議員 (1日目1番)	<p>発言の主題：1 学校施設の防災機能の向上について (教育総務課)</p> <p>(2) 学校施設の防災機能の現状と課題について 市内小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震性については、現在の耐震基準を満たしています。また、天井、壁、設備機器などの非構造部材については、劣化状況を年1回、定期的に点検するとともに、各学校でも安全点検を行い、必要な修繕等を実施しています。</p> <p>また、電気や給水設備の不具合は、毎年度実施する専門業者による点検結果を受け、故障や不具合が生じる可能性がある箇所については、早期に対応することとしています。</p> <p>昨年度策定した学校施設個別施設計画においては、地域の防災拠点として様々な利用者に配慮した施設整備を整備方針の1つに掲げています。</p> <p>学校施設のトイレについては、学校個別施設計画に位置づけて実施する全面改修のほか、各学校のトイレの洋式化改修に取り組むなどにより環境改善を図っております。</p> <p>こうした中、学校施設は建築から30年以上を経過している建物が全体の8割以上を占め、老朽化が進んでおり、避難所となる屋内運動場についても、大規模な改修が必要な施設については、計画的に修繕を実施してまいりたいと考えます。</p> <p>今後は施設の断熱性能やバリアフリー機能の向上等の環境改善に、個別施設計画に基づき計画的に取り組み、学校施設としての基本的性能や防災機能の強化を図ってまいりたいと考えます。</p> <p>&lt;再質問&gt; ●<u>バスケットゴールの点検は、どのようなサイクルで行っているのか。その点検の仕方は、どのような方法で行っているのか。</u> 小中学校の屋内運動場に設置している吊り下げ式等のバスケットゴールの点検は、体育器具の保守点検に係る専門業者が年1回、定期的に高所足場を設置し、目視及び触診点検、劣化状況の確認等を実施し、機能障害の早期発見と事故の未然防止に努めています。</p>

2

中山真由美 議員  
(1日目3番)

発言の主題：1 ヤングケアラー及び若者ケアラーの支援拡充  
について（教育センター）

**(1) 現状と課題について**

教育委員会では毎月、欠席がちな児童生徒を把握しており、気になる児童生徒については、支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーが各校を訪問した際に状況を確認しております。

課題としては、児童生徒自身が話したがることや、ヤングケアラーとして自覚していないこと、家庭内に介入しづらいことがあります。

**(2) 今後の取組について**

学校は、教職員が児童生徒の変化に気づきやすいという強みを生かし、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、児童生徒を適切な支援につなげていける場所の一つです。

神奈川県教育委員会が作成した教職員向けのリーフレット「ヤングケアラーの現状と支援のあり方」には、ヤングケアラーの早期発見のためのチェックリストや支援の流れが紹介されております。さまざまな会議や研修の中で、本リーフレットの活用について周知に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを介して学校外の関係機関等とも連携するなど、支援機関との連携に努めてまいります。

児童生徒に向けては、子どもたちがヤングケアラーという言葉の正しく理解できるよう、人権教育でヤングケアラーに触れたり、図書室に関係する書籍を配架したり、社会科や家庭科の介護に関する学習の際に話題にするなど、ヤングケアラーに関する情報を日頃から積極的に発信してまいります。

そして、ヤングケアラーである子どもたちが、心理面での支援につながるよう、スクールカウンセラーの活用にも努めてまいります。

**<再質問>**

**●ヤングケアラーの把握について**

学校では、学年や学校内で情報共有を行い、スクールカウンセラーや学級担任が連携し、状況を把握します。そして、ケース会議を行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが子ども家庭相談課につなぐなど、必要な支援が受けられるよう取り組んでおります。

**●相談をしやすい環境整備の取組について**

学校では定期的にアンケートや児童生徒との個々面談等を行っており、誰とでも相談できるという環境づくりを行っております。

また、支援が必要な児童生徒に対して、担任のみならず、他の教職員と情報を共有し、多くの目で児童生徒を見守る体制をつくっております。

スクールカウンセラーの活用については、「スクールカウンセラーだより」を各家庭に配布したり、スクールカウンセラーが休み時間や掃除の時間等に児童生徒に声をかけながら校内をまわったり、給食時に放送で話をしたり、心や悩みについての授業を行ったりするなど、気軽に相談してみようという雰囲気づくりをしております。

		<p>●<u>県教育委員会作成の教職員向けリーフレットの活用について</u></p> <p>本リーフレットは、全教職員に配布し、活用に努めております。また、教育相談コーディネーター連絡会の中でも使用してまいります。そして、実際の場面での活用が進むよう、例えばケース会議の際に「早期発見のためのチェックリスト」を使用するなど、働きかけを行ってまいります。また、神奈川県教育委員会のホームページからダウンロードができることから、関係各機関への情報提供を行ってまいります。</p>
3	<p>長嶋 一樹 議員 (1日目4番)</p>	<p>発言の主題：1 本市の文化財保護事業について (教育総務課 歴史文化担当)</p> <p>【歴史文化推進担当部長答弁】</p> <p>(1) <u>事業の概要について</u></p> <p>本市の文化財保護行政は、その始まりが古いことが特徴で、地方に体制が整う以前の明治時代から、国が当時の国宝に指定するなど、直接手を差し伸べて保護に当たってきました。伊勢原の文化財の質の高さが、早くから国に認識されていたことがわかります。</p> <p>本市が文化財保護に対する行政の組織化を行ったのが昭和60年で、開発事業の波が押し寄せ、建て替えなどにより建物や民俗資料、古文書などが失われていくこと、土木工事に伴う埋蔵文化財の調査にも対応する必要があったことから、体制整備が図られたものです。</p> <p>近年の特徴的な取組としては、平成28年に「伊勢原市歴史文化基本構想」を策定し、翌年には日本遺産の認定を受けています。この認定をステップとして、国の補助制度を活用しながら、日本遺産のまち「いせはら」の周知と誘客促進に向け取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年に改正された文化財保護法で、歴史文化基本構想に代わる文化財保存活用地域計画が法制化されたことから、本市もその作成に取り組み、令和3年に文化庁長官の認定を得ています。これにより、文化財の保存と活用を計画的に、継続的に進めていくこととしています。</p> <p>(2) <u>市史編さん事業について</u></p> <p>昭和59年にスタートした本市の市史編さん事業の目的は、伊勢原市の歴史を顧みて、将来における本市の進むべき方向を展望すること、郷土伊勢原に対する市民の関心を高めること、編さんの過程で資料を収集し、それを長く後世に残すことの3点でした。</p> <p>編さん事業では、本編12巻、「伊勢原の民俗」7冊、「伊勢原の歴史」14号、ダイジェスト版1冊を刊行し、また、約200箇所調査を行い、約30,000件の目録を作成しています。そして、令和2年に全ての事業を終了しました。当初掲げた目的は、概ね達成されたものと考えています。</p> <p>残る課題は、収集した資料を適正に保管して活用していくことであり、この課題につきましては、終了後も引き続き取り組んでおり、将来の公開活用に備えて、整理を進めていきたいと考えています。</p>

**<再質問>**

**●伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成が求められた主な背景と作成意義について**

地域計画が新設された背景は、今後の人口減少社会の進展により、地域で文化財を継承していくことが難しくなっていくことが予想されるため、地方の文化財保護体制を強化していく必要があることです。そのために、市町村が文化財保護のマスタープランである文化財保存活用地域計画を作成し、それを文化庁長官が審査し、認定することで、市町村が主体的に、計画的、継続的な文化財保護に取り組み、国がその支援をしていくシステムを整備することにあります。

本市は、平成28年に歴史文化基本構想を策定し、「歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用」を目指すこととしており、新しい地域計画は、その推進に役立ち、また、財源確保のためにも有利となると判断し、作成に取り組むこととしたものです。

**●地域計画を全国の自治体の中でも早く作成した理由、この計画を遂行していくための予算措置について**

地域計画の認定は、1年目に全国で9自治体、2年目は14自治体が認定され、本市が認定された3年目には、のべ47の自治体が認定を受けました。現在は58自治体で、さらに100を超える自治体が作成を目指していると聞いています。

本市が早い時期に地域計画の作成に取り組み、認定を受けた理由は、早く作ることで、その後の国の支援が受けやすくなること、既に歴史文化基本構想を策定しており、すべて一から作る必要がなかったこととなります。

計画を遂行していくための予算については、この地域計画に記載されている取組で補助制度が用意されているものに関しては、優先的に採択されるとされていますので、国庫補助制度を最大限活用していきたいと考えています。

**●近年の本市の埋蔵文化財調査の状況と広域幹線道路工事に対する市の関わりについて**

市全体の状況としましては、広域幹線道路工事に伴い広域な発掘調査が実施され、予想を超える新たな歴史が明らかになりつつあります。縄文時代の水場、地滑りで埋まった自然林、庭園をもつ鎌倉時代の寺院跡、石畳の道など、全国的にも珍しい遺跡が見つかっています。

市内で実施されている新東名高速道路や国道246号のバイパス工事に伴う発掘調査については、神奈川県教育委員会の所管となり、市は直接関与していません。ただし、互いに必要な情報については共有しています。また、調査現場の見学会や展示会等の活用事業については、調査を担当しています公益財団法人かながわ考古学財団と連携して実施しています。

**●将来にわたっての本市の文化財保護事業のあり方について**

本市の歴史文化は、市民にとってかけがえのない財産であり、その価値が非常に高いことは、他市町村に対しても大きなアドバンテージであると考えられます。これは、先人たちの長い期間にわたる努力の賜物であり、こうした貴重な資産を有効に活用し、より価値を高めて、将来へ引き継いでいくことが、私たちの務めであると考えています。

そのために、昨年度作成した伊勢原市文化財保存活用地域計画に基づき、「歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用」を目指し、文化財の保存と活用について、計画的、継続的に取り組んでまいります。

また、今後想定される人口減少社会において、地域で文化財を継承して

		<p>いくためには、新たな工夫や試みが必要になると予想されますが、行政と所有者だけでなく、地域の方々とともに取り組んでいくことが大切と考えています。</p>
4	<p>夢田 巖 議員 (2日目2番)</p>	<p>発言の主題：1 若者の投票率の向上について（教育指導課）</p> <p><u>(2) 学校教育での啓発の取組について</u></p> <p>小中学校においては、「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせる」ための「主権者教育」を行っています。</p> <p>学校では、主に社会科の教科指導で扱っております。また、教科以外での実践例として、児童会活動・生徒会活動の取組や選挙管理委員会の生徒による選挙に関わる運営があります。</p> <p>さまざまな教育活動を通して、児童生徒の発達に応じた主権者教育を行うことで、生徒一人一人が学校の一員としての自覚と責任感をもち、共に協力し支え合おうとする態度が育まれるとともに、選挙制度への理解や関心を高めることにもつながっています。</p> <p>また、伊勢原市に関心をもってもらうような取組や、伊勢原への愛着や誇りを養う教育も大切であると考えています。</p> <p>例えば、小学校社会科の授業では、社会科副読本等を活用して郷土資料や本市のうつりかわりについて、4年時には地域で受け継がれてきたものを今へとつなぐまちづくりについて学んでいます。</p> <p>また、各学校では、PTAや地域住民と連携して学校や学校周辺の清掃活動等を行う美化活動や、公民館まつりへの協力参加、市内の事業所等に御協力いただき、職場体験等を行っています。</p> <p>学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が保護者や地域住民等、多くの方と直接関わり合いながら体験的な活動を行うことで、他者と連携、協働しながら社会を生き抜いていく力や、地域の課題解決を目指し、社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育てています。</p> <p>今後も教育活動の充実を図り、集団や社会の一員としての自覚を高め、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度の育成に努めます。</p> <p>&lt;再々質問&gt;</p> <p>●<u>自分の地域に郷土愛を育む取組について</u></p> <p>伊勢原市教育委員会として、「ふるさと伊勢原に愛着と誇りを持った子どもの育成」は極めて大切なことだと考えています。小・中学校では地域を学び、実際に地域に出て自然や歴史文化、産業にふれる活動や体験活動等を通して伊勢原のすばらしさを実感する活動を行っています。現在、学校の中で子どもたちが取り組む事柄は大変多く、ふるさと伊勢原について学ぶ機会は限られています。今後は、地域の方々の主体的な取組として、小・中学生が地域のことを知り、地域のことを自分のこととし</p>

		て考え、さらにその先には地域のための行動に結び付くような機会が出来ることにも期待しています。
5	山田 昌紀 議員 (2日目2番)	<p>発言の主題：1 本市における「フェーズフリー」の考え方について（教育指導課）</p> <p>(2)学校現場におけるフェーズフリー教育について</p> <p>学校における防災教育は、教育活動全体を通して行われています。各校において防災や安全に関する計画を策定し、避難訓練や引渡し訓練等もそれらに基づいて実施されています。防災訓練の内容については、様々な場面・場所を想定し行っています。</p> <p>防災や災害については、小学校社会科、中学校地理等でも扱われます。小学校の社会科では、災害について、地域で起こり得る災害を想定し、自分たちにできることなどを考えたり、選択・判断したりできるよう配慮することとなっております。また、学校と市が連携して、防災教室を実施した取組もあります。</p> <p>本市におけるフェーズフリーの考えについては、災害が起こったときに役に立つ防災教育だけでなく、日常の学校生活や活動、授業の質を向上させることがフェーズフリーであると考えています。同時に災害に対応する力や必要となる判断力等を身につけるための積み重ねが大事であると考えます。係活動や委員会活動、清掃活動や給食当番等においても、責任をもって協力しながら取り組むことで、発災時においても生活規律を保ち自ら進んで協力して生活しようとする態度につながっていくと考えています。</p> <p>&lt;再質問&gt;</p> <p>●<u>避難訓練、引き渡し訓練で重視している点について</u></p> <p>小学校低学年にも、「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を「お・か・し・も」のように覚えやすい言葉にして指導をしております。引渡し訓練は、中学校区の幼稚園、小学校、中学校で引き渡し訓練の日時を合わせ、大災害を想定し、学校種を交えて連携して取り組んでいる例もあります。</p> <p>●<u>地域での災害を想定した学習の具体的な内容について</u></p> <p>4年生の社会科の授業では自然災害から人々を守る活動についての学習があります。一例として子どもたちは、副読本「いせはら」を使用して関東大震災時に起きた大山の山津波を調べたり、伊勢原市のホームページに掲載されているハザードマップや市の地震に備える取組等について調べたりしました。また、市役所の関係機関と連携したり、防災センターに行ったりして、実際に聞き、見て体験する学習をすることもあります。</p> <p>そして、調べたことをもとに、災害が起こったときに自分の身を守るには、日頃の備えをするなど、自分はどうのように行動するのか、どのように社会と関わるのか、選択し判断したことを話し合ったり説明したりする学習をしています。</p>



6

橋田 夏枝 議員  
(2日目4番)

発言の主題：1 誰一人取り残さない教育を実現するために

(1) 「個別最適な学び」に対する本市の考え方について

(教育指導課)

児童生徒の資質・能力を育成するに当たり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から、これまで培われてきた工夫とともに、ICTの可能性を指導に生かし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が重要です。

教師が支援の必要な子どもに対し、より重点的で効果的な指導を行うことや、子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が重要です。

また、教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身が、学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も重要です。

教員はこれまでも、個々の教育的ニーズや児童生徒一人一人の理解度に応じ、確実な資質・能力の育成を図ってきました。

教員の役割としては、これまで培ってきた工夫とともに、ICTを活用することで得られる新たなデータ等も活用し、よりきめ細かく、一人一人に応じた指導方法や教材の提供を行ったり、児童生徒が自身の興味・関心等に基づき、一人一人に適した多様な方法で学ぶ時間や機会を提供したりすることで、確実な資質・能力の育成につなげることを考えています。

<再質問>

●個別最適な学びの本市における実践例などについて

指導の個別化の例としましては、ドリル教材では、該当学年だけでなく、下学年の問題や上学年の問題に取り組むことができます。ICTの記録を活用し、学習状況の把握・分析を行い、適切な指導法や教材の提供をしたり、柔軟な時間や課題を設定したりすることによって、指導の個別化を図ることが大切です。

学習の個性化の例としましては、一人一台端末には文章作成機能やプレゼンテーション資料作成機能など、様々なアプリが搭載されております。学習活動の中で、子ども自身に自分に合った最適な学びに調整しながら学習に取り組ませることによって、学習の個性化を図ることが大切だと考えています。

<再々質問>

●現場での個別最適な学びについて

現在、様々な実践例を各学校の教職員で情報共有したり、ICTの活用について研修を行ったりしています。教職員全員を対象としたICTの研修では、自分の考えを表現したり、発表資料を作成したりするアプリについても研修する予定です。

今後も、ICTを活用することによって個別最適な学びが推進されるよう図ります。

(3) 小中学校の特別支援級について (教育センター)

① 特別支援教育に精通した教員の育成について

支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向となっており、全ての教師に障がいの特性等に関する理解や特別支援に関する基礎的な知識が必要であることから、さまざまな研修を通して、教職員の資質向上を図っております。

県教育委員会の事業としては、特別支援学級を初めて担当する教員を対象とした研修会があり、机上での研修の他に特別支援学校での授業実習など4日間の日程で行われます。

伊勢原市教育委員会の事業としては、各校隔年で支援教育研修会を開催し、通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒への支援方法について、臨床心理士を講師として研修を行っております。

また、特別支援学級を担当する全ての教員を対象とし、特別支援学級担当者連絡会を年2回開催し、個別教育計画の作成方法や、障がいの特性等に応じた指導方法、関係機関との連携の方法等の研修を行っております。

(4) 特別支援学級介助員の処遇改善について (教育センター)

特別支援学級介助員につきましては、規定に基づき、必要とする全ての小中学校に適正に配置しております。

勤務条件等については、各校の実情に応じ、積極的に休暇を取得できるよう、ワークライフバランスに配慮し、やりがいをもって働いていただけるよう努めております。

また、各学期に1回、研修会を開催し、講師を招聘しての学習会や情報交換の機会を設け、それぞれが専門性をもち、孤立することなく職務にあたるよう努めております。

時給単価につきましては、庁内他の職種との関係や近隣自治体の状況を精査しながら研究をすすめてまいります。

<再質問>

(5) 介助員の時給単価について具体的な検討は (教育センター)

庁内の会計年度任用職員の他の職種との時給単価を比較し、近隣自治体の勤務条件等を調査し、働きやすい環境となるよう、研究をすすめてまいります。

(6) 不登校児童生徒の支援強化について (教育センター)

① 適応指導教室について

現在の大原児童館は公共交通機関の便がよいこと、また屋外での活動ができるスペースがあることなど、望ましい場所ですが、通室を希望する児童生徒は増加傾向にあり、今後狭隘となってくることも考えられるため、公共施設の再編整備や機能集約等の中で、代替場所・移転場所があるかについて検討してまいります。

ICT環境については、適応指導教室にもアクセスポイントが設置されており、タブレットを適応指導教室へ持参し、ドリルソフトを使用したり、調べ学習をする児童生徒もおり、その様子を職員が支援しております。

## ②校内フリースクールについて

市内小中学校には、校内フリースクールは設置していませんが、各校で空き教室を不登校児童生徒が登校した際の相談や学習をする、居場所としている学校もあれば、放課後の教室を開放し、担任と学習をするなど登校する時間を工夫しながら対応している学校もあります。

いずれも、担任が該当の児童生徒の状況を丁寧に把握し、家庭と相談した上で、学習保障のための多様な機会が提供できるよう、校内の支援教育を担当するグループが中心となり、組織的に対応しております。

## ③オンライン自宅学習支援について

学校と保護者の連携のもと、一人一台端末を使用して、課題を提出したり、ドリルソフトに取り組んでいる児童生徒もおります。適応指導教室でのタブレット使用の実践例をもとに、有効である取組について研究をしていきたいと考えております。

### <再質問>

#### ●適応指導教室の移転は検討では前進しないが見解は

適応指導教室の環境整備に向け、庁内で連携し、保健衛生上、安全上及び管理上適切な場所の選定について、検討をすすめてまいります。

#### ●民間企業との連携について

適応指導教室では毎年、神奈川県の不登校対策事業として、足柄ふれあいの村が運営する、不登校対策自然体験活動事業「きんたろうキャンプ」に参加をしております。専属スタッフが1年間のキャンププログラムの企画から運営・指導までを担当し、キャンプ中はボランティアや外部講師、臨床心理士も活動に同行し、参加者個々の心の成長に応じたプログラムを展開しております。

また、フリースクール等との連携として、県教育委員会とフリースクール等による不登校相談会が年間7回開催されております。教育センターの指導主事も出席し、各機関との情報交換及び連携に努めております。この相談会には、保護者、児童生徒だけでなく、教職員も参加できるため、各校へも周知しております。

#### ●現場の教員任せにせず、チームで対応すべきだが見解は

教職員が一人で抱え込まず、チームとして組織的に取り組めるよう、外部機関との連携による「チーム支援」に取り組んでおります。

教育センターの支援教育コーディネーターが定期的に各校へ訪問し、支援方針の情報交換をしたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談員が保護者や家庭と関わり、子どもや保護者を孤立させないための支援づくりをしております。

さらに、適応指導教室に通室している児童生徒の担任と教育相談担当との連絡会を行い、支援方法等の共通理解を図っております。

7

土山由美子 議員  
(2日目6番)

発言の主題：1 バリアフリー・ユニバーサル  
(教育総務課、社会教育課)

(1)これまでの実績と評価について

(2)今後の展開について

●学校施設について (教育総務課)

小中学校においては、障害者、高齢者はもとより誰もが円滑に使える、いわゆる「みんなのトイレ」を含め、車椅子対応トイレを14校中13校に整備するとともに、障害がある児童が使用するエレベーターを小学校4校に設置するなど、施設のバリアフリー化に取り組んでいます。

こうした中、学校施設については、建物本体や設備の老朽化とともに、社会環境の変化に伴う新たなニーズに対応した機能の確保が課題となっています。

これからの学校施設については、多様な人々が利用しやすいよう、円滑な移動に配慮した施設レイアウト等を検討するなど、ユニバーサルデザインの観点から計画的にバリアフリー化を推進することも重要であると考えます。

昨年度策定した学校施設個別施設計画においては、教育を取り巻く課題に対応したバリアフリー化に加え、地域の防災拠点として、様々な利用者に配慮した施設整備を整備方針に掲げ、計画的に施設の更新、改修等を行うこととしています。

引き続き、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ等に対応した取組を進めるとともに、当該計画に基づくバリアフリー対策を推進し、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい学校施設の整備に努めたいと考えます。

●公民館施設について (社会教育課)

トイレは、公民館7館中、車椅子対応トイレを4つの公民館に、「みんなのトイレ」を2つの公民館に設置しています。エレベーターは、3つの公民館に設置しております。

公民館は、古い施設で建築から44年を経過していることから、バリアフリー化を推進する上で、建物本体の老朽化、構造上の制約等もあり、昨年度策定した「公民館施設個別施設計画」の中で、将来の公民館のあり方、近隣の学校施設との複合化等を勘案しながら、各施設の特性に応じて、計画的に更新、改修を行うこととしています。

当面は、公民館施設個別施設計画に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、様々な工夫を凝らしながら、利用者のニーズに合った対応をしていきたいと考えています。

<再質問>

①校舎の「建替え」及び「長寿命化改修」時のエレベーター設置について (教育総務課)

学校施設個別施設計画においては、校舎の「建替え」及び「長寿命化改修」時にバリアフリー対策としてエレベーターを設置すると整理しています。

②「中規模改修」におけるエレベーター設置について

学校施設個別施設計画では、校舎等の建替えの前後20年と長

		<p>寿命化改修前の20年時点で、経年により劣化した箇所の機能回復を図る「中規模改修」を実施することとしています。</p> <p>エレベーターの設置については、校舎の「建替え」及び「長寿命化改修」時における整備を計画しています。</p> <p><b>③今後のエレベーター設置時期について</b></p> <p>学校施設個別施設計画では、令和14年度以降の長寿命化改修及び建替時における整備を位置づけています。</p>
7	田中志摩子 議員 (3日目5番)	<p>発言の主題：1 子育て世代に喜ばれるまちづくりについて (社会教育課、図書館・子ども科学館)</p> <p><b>(1)本市の子育て支援事業と公共施設の現状と課題について</b></p> <p><b>●公民館施設について (社会教育課)</b></p> <p>公民館の現状等についても、多くの施設が建築から30年以上経過して、施設が老朽化しており、専用の授乳室やおむつを交換する場所がない、また、施設の構造上、新たな設置が難しいことなど、乳幼児を連れの方が気軽に利用していただける環境が整っていないことが課題です。</p> <p>現在、7つの公民館の内、3つの公民館では、トイレにおむつ替えができるベビーシート等を設置しています。また、その他の公民館でも、おむつ替えや授乳の要望があった場合は、空いている部屋等を使っていただくなど、柔軟に対応できる体制を整えています。</p> <p>乳幼児とその保護者向けの事業についてですが、今年度は、中央公民館、大山公民館、高部屋公民館の3つの公民館で、それぞれ幼児家庭教育学級等を開催する予定で、その他、市主催の「子育てひろば」や「健康相談」等も定期的を実施しております。</p> <p>また、乳幼児を育てている世代が、市が実施する講座、研修会や各種検診などに安心して参加できる環境を整えるため、保育ボランティアの育成、派遣を行うなども行っております。</p> <p><b>●図書館・子ども科学館について (図書館・子ども科学館)</b></p> <p>図書館・子ども科学館は老朽化が課題となっておりますが、本年3月に策定した「図書館・子ども科学館個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を行うなど、利用者への影響を最小限とするよう運営しています。</p> <p>乳幼児が多く利用する「おはなしのへや」等についても、安心して利用できる環境を提供するため、設備や備品を定期的に点検し、衛生面にも配慮しています。</p> <p>「おはなし会」の定期的な開催や、乳幼児向けのおすすめ本を児童コーナーに設置し、子育て中の保護者が絵本を選びやすいよう工夫をしております。夏休み期間には、おすすめ本をセットで貸出し、親子で楽しむおりがみ教室を開催するなど、幼年期から本に親しみ参加できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>&lt;再質問&gt;</p> <p><b>●図書館司書の資格取得について</b></p> <p>図書館司書は、本の選定や読書の普及啓発のイベント等の企</p>

	<p>画等、市の財政状況を踏まえた図書館運営のありかた等を検討するために必要な資格であると考えています。</p> <p>今後、効率的かつ市民ニーズに寄り添った図書館運営に向けて、資格取得のための講習会への参加や既に資格を有している職員の配置等、関係部署と調整を図っていきたいと考えています。</p>
--	---

## 学校運営協議会の設置について

教育指導課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5及び伊勢原市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき、以下の学校について、運営及び必要な支援について協議を行う学校運営協議会を設置します。

学校名	設置日 (第1回学校運営協議会開催日)
大山小学校	7月5日(火)
伊勢原中学校	7月1日(金)
中沢中学校	7月12日(火)

以上3校

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援を協議する機関として、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 第5条の規定により作成した基本方針に関すること。
- (2) 学校及び児童生徒への必要な支援に関すること。
- (3) 学校及び児童生徒の教育に関する教育委員会への意見に関すること。

(設置等)

第4条 教育委員会は、伊勢原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により協議会を設置しようとするときは、当該対象学校の校長、当該学校に在籍する児童、生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本方針の承認等)

第5条 対象学校の校長は、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
  - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、学校運営に関し必要な事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。
  - 3 第1項の承認が得られないときは、対象学校の校長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の意見を聴取して暫定的な処置を定めることができるものとし、その処置に基づき、学校運営を行うものとする。この場合において、その処置は、対象学校の校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。



(学校運営に関する意見の申出)

第6条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

3 対象学校にあっても、校長の意見具申権には変更を生じない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、保護者、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の構成等)

第8条 協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 対象学校の学区内に居住する住民

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、その対象学校の委員の候補となる者を推薦することができる。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、新たな委員を委嘱又は任命するものとする。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分)

第10条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第21号）の規定による。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を

行うこと。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないとき、又は緊急を要するときは、協議会の会議は校長が召集し、運営することができる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴しようとする者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 第12条の規定に違反したと認められるとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 令和4年度 夏季休業中の教職員研修会等計画

令和4年6月10日現在

教育指導課

No	研修等名称	開催日(曜)	開催時刻	場所	対象	備考	感染症拡大防止等による変更等
1	外国語教育推進連絡協議会	7月27日(水)	10:00 ~12:00	科学館会議室	小中学校外国語教育担当者		
2	人権教育研修会	8月1日(月)	9:30 ~12:00	中央公民館 A会議室	小中学校教員 (各校2名程度)	「子どもの人権(LGBT)」 講師 特定非営利活動法人SHIP 代表 星野 慎二 氏	
3	2年次教員研修会	8月2日(火)	9:00 ~12:00	伊勢原市役所 2CD会議室	採用2年次教員	北里大学 理学部 教職課程センター 准教授 田中 保樹 氏	
4	3年次教員研修会	8月2日(火)	14:00 ~17:00	伊勢原市役所 2CD会議室	採用3年次教員	講師 横浜国立大学 教育学部附属鎌倉中学校教諭	
5	伊勢原市新規採用教員等宿泊研修会	8月4日(木) 8月5日(金)	8:30 ~17:00	伊勢原市役所 2CD会議室等	令和4年度新規採用教員等		※宿泊せずに2日間開催と なります。
6	児童生徒指導研修会 兼学芸連研修会 兼教育相談セミナー	8月17日(水)	15:00 ~17:00	伊勢原市役所 2CD会議室	児童生徒指導担当教員及び 学芸連担当教員と 希望教員(各校2~3名程度)	講師 日本福祉大学 教育・心理学 部子ども発達学科 鈴木 廣裕 氏	
7	外国につながるの児童 生徒への指導等研修会	8月22日(月)	9:30 ~12:00	伊勢原市役所 2C会議室	小中学校日本語指導担当教員等 (各校2名程度)	講師 神奈川県立 地球市民かながわプラザ 館長 羽田 一三男 氏	※オンライン開催の可能性 有。
8	校内研究推進連絡会	8月22日(月)	14:00 ~17:00	伊勢原市役所 2C会議室	小中学校研究主任		※時間短縮、オンライン開 催の可能性有。
9	養護教諭研修会	8月23日(火)	14:00 ~17:00	伊勢原中学校 図書室	小中学校養護教諭及び希望教員	※年間計画から日程が変 更になっております。 講師 NPO法人 よこはまチャイルドライン 代表理事 徳丸 のり子 氏	
10	学校における食育研修会	8月23日(火)	14:00 ~17:00	伊勢原市役所 2C会議室	小中学校食育担当者 (各校2名程度)	調整中	
11	教育テーマ別研修会 (コミュニティ・スクール 研修会)	8月24日(水)	9:30 ~12:00	伊勢原市役所 2CD会議室	小中学校教員 (管理職等、各校2名程度)	講師 二宮町立一色小学校 学校運営協議会委員 地域学校協働活動推進員 橋本 由恵 氏	
12	県道徳教育研修会	8月25日(木)	14:00 ~17:00	伊勢原市役所 2CD会議室	各校2名程度 (担当者でなくてもよい)	講師 麗澤大学大学院 特任教授 富岡 栄 氏	
13	指導補助員研修会	8月26日(金)	9:00 ~12:00	中沢中学校	小学校及び中学校指導補助員	※年間計画では午後開催 の予定になっておりました が、午前開催に時間を変更 します。	

※「調整中」の研修等については、決定次第お知らせいたします。

※研修等については今後の状況によって、実施時期や実施方法に変更がある可能性があります。

## 令和4年度 第56回 神奈川県中学校総合体育大会 大会日程

大会名	競技内容	日 程 等	
伊勢原地区大会	各競技 ソフトテニス バスケットボール バレーボール 卓球 剣道 柔道 軟式野球 サッカー 水泳	6月26日(日) ～ 7月17日(日)	
	陸上競技	8月27日(土)	(秦野市カルチャーパーク)
中ブロック大会	各競技 ソフトテニス バスケットボール バレーボール 卓球 剣道 柔道 軟式野球 サッカー ソフトボール バトミントン 体操 新体操	7月10日(日) ～ 7月26日(火)	
	水泳競技	7月30日(土)	(トク化エリート平塚総合体育館)
県大会	開会式	7月27日(水)	(寒川アリーナ)

伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市公民館条例施行規則（昭和54年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和4年6月28日提出

伊勢原市教育委員会  
教育長 山口賢人

提案理由

団体の名称変更に伴い、本則及び様式中の文言の改正を行うため。

## 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市公民館条例施行規則（昭和54年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第8号、第6号様式及び第7号様式中「伊勢原市体育協会」を「伊勢原市スポーツ協会」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第9条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める額により行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>伊勢原市体育協会</u>若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1号様式～第5号様式 (略)</p> <p>第6号様式 (第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> <p>第7号様式 (第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> <p>第8号様式・第9号様式 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める額により行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>伊勢原市スポーツ協会</u>若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1号様式～第5号様式 (略)</p> <p>第6号様式 (第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">改正規定のとおり</div> <p>第7号様式 (第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">改正規定のとおり</div> <p>第8号様式・第9号様式 (略)</p>

伊勢原市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 住所  
 団体名  
 代表者名

伊勢原市立 公民館の使用料について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 ~ 時	<input type="checkbox"/> 複数日(別紙)
使用目的		
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料(部屋名: ) <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
減免の理由		減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合(第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合(第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合(第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他(理由を簡潔にご記入ください。)	上記に準じた額
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない(理由 )	
決定減免額	円(※複数日の場合は合計金額)	
上記のとおり減免してよろしいか。		
押印欄	受付	・ ・
	決裁	・ ・
	施行	・ ・

※ 太枠の中のみ記入してください

(注) 伊勢原市が共催する場合は、共催名義使用承認通知書の写しを必ず添付してください。



伊勢原市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 住所  
 団体名  
 代表者名

伊勢原市立 公民館の使用料について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 ~ 時	<input type="checkbox"/> 複数日(別紙)
使用目的		
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料(部屋名: ) <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
減免の理由		減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合(第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合(第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市スポーツ協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合(第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他(理由を簡潔にご記入ください。)	上記に準じた額
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない(理由 )	
決定減免額	円(※複数日の場合は合計金額)	
上記のとおり減免してよろしいか。		
押印欄	受付	・ ・
	決裁	・ ・
	施行	・ ・

※ 太枠の中のみ記入してください

(注) 伊勢原市が共催する場合は、共催名義使用承認通知書の写しを必ず添付してください。

## 伊勢原市立公民館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会 印

伊勢原市立 公民館の使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない (理由 )	
決定減免額	円 (※複数日の場合は合計金額)	
使用日時	年 月 日 時 ~ 時 <input type="checkbox"/> 複数日あり (別紙)	
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料 (部屋名: ) <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
	減免の理由	減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合(第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合(第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合(第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他 (理由)	

(注) この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(事務担当は、 )

改正後

伊勢原市立公民館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会 印

伊勢原市立 公民館の使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない (理由 )	
決定減免額	円 (※複数日の場合は合計金額)	
使用日時	年 月 日 時 ~ 時 <input type="checkbox"/> 複数日あり (別紙)	
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料 (部屋名: ) <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
減免の理由		減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合(第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合(第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合(第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合(第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市スポーツ協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合(第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合(第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他 (理由)	

(注) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(事務担当は、 )